

入 札 公 告

(建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く。))

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 8 年 9 月 28 日

支出負担行為担当官

熊本防衛支局長 小長 大輔

(公 印 省 略)

1 業務概要

- (1) 業務の名称 令和 8 年度奄美大島分屯基地用地物件調査業務
- (2) 業務内容 本業務は、防衛施設用地の取得に伴い、以下の調査業務を行うものである。
 - ・ 工作物等調査
 - ・ 損失補償額算定業務
- (3) 履行期間 契約日の翌日から令和 9 年 1 月 29 日まで
- (4) 本業務は、業務費内訳明細書の提出を義務付ける業務である。
- (5) 本業務は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う業務である。ただし、電子入札システムにより難しいものは、発注者に申請のうえ紙入札方式（電子入札システムを利用しない入札手続きをいう。以下同じ。）に代えるものとする。申請の方法は、入札説明書による。
- (6) 本業務は、契約手続に係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和 7・8 年度一般競争（指名競争）の参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、測量・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の「測量」、「地質調査」、「土木」、「建築」、「電気」、「機械」、「通信」、「環境」いずれかの「B」以上の格付を受け、熊本防衛支局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2) の再度級別の格付けを受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、熊本

防衛支局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.3.31）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(5) 補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）に基づく物件部門に登録を有すること。

(6) 次に示す同種業務について、元請けとして平成28年4月1日から入札公告日まで完了又は引渡し完了した業務の実績を有すること。

・同種業務：建物等調査及び損失補償額算定業務

ただし、業務成績評定通知書の評定点が65点未満のものを除く。なお、業務成績のない業務については、検査に合格していることを証明する資料をもって65点以上の業務とみなすものとする。また、入札公告日までに引き渡し完了する予定であった同種業務が、新型コロナウイルスに関連し、一時中断する等の措置が執られ、延期している場合は、実績として認める。

(7) 入札に参加を希望する者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと（資本関係又は人間関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

(8) 熊本防衛支局が発注した業務のうち、令和6年4月1日から令和8年3月31日までに完了又は引渡し完了した業務の実績がある場合には、評定点の平均が65点以上である。

(9) 次のアからウに示す条件をすべて満たす管理技術者を配置できること。

配置予定管理技術者等については、次の（ア）から（ウ）に示す条件をすべて満たす者である。

ア 補償業務管理士（一般社団法人日本補償コンサルタント協会が定める「補償業務 管理士研修及び検定試験実施規程」第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。）の資格を有すること（物件部門）

イ 平成28年4月1日から入札公告日までに完了又は引渡し完了した業務のうち、次に示す同種業務においての経験を有すること（共同体としての実績は、構成員として分担した業務実績のものに限る。）

・同種業務：建物等調査及び損失補償額算定業務

ただし、業務成績評定通知書の評定点が65点未満のものを除く。なお、業務成績のない業務については、検査に合格していることを証明する資料をもって65点以上の業務とみなすものとする。

ウ 入札公告日の時点で申請者と直接的な雇用関係がある。

(10) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

(11) 業務実施体制の妥当性が確認できる者であること。なお、業務実施体制の妥当性が確認できない場合とは、以下のいずれかに該当する場合をいう。

ア 再委託の内容が、主たる部分の場合

イ 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒862-0901 熊本県熊本市東区東町1-1-11

熊本防衛支局 総務課 契約室

TEL 096-368-2174

FAX 096-368-0512

メールアドレス ks-km-keiyaku@ext.kyushu.rdb.mod.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間 令和8年9月28日から同年10月9日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く）の毎日、正午から午後1時の間を除く午前9時から午後6時まで。ただし、最終日は午後5時まで。

イ 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター
<https://www.dfeg.mod.go.jp/>

ウ 交付方法 すべて、電子データで交付を行う。

文書類：PDF

図面類：PDF

申請書類：Word、Excel

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ 使用条件 ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意する。

オ その他 通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。

この場合、(1)へ事前にその旨の連絡を入れると共に「図面データの取扱いに関する同意事項」（会社名等を記載済みのもの）、データを保存するために必要なCD-R（未使用に限る。）1枚及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を同封し、持参、郵送又は託送により提出する。

なお、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、九州防衛局ホームページより入手可能である。（https://www.mod.go.jp/rdb/kyushu/kensetsu/kyoutuu/syoshiki/00_syoshikiindex.htm）

(3) 申請書及び技術資料の提出期限等

ア 提出期間 令和8年9月28日から同年10月9日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、正午から午後1時の間を除く午前9時から午後6時まで。ただし、最終日は正午まで。

イ 提出場所 (1)に同じ。

ウ 提出方法 電子入札システムにより提出する。また、紙入札方式による場合は、(1)に持参、郵送、託送又は電子メールにより提出する。詳細は入札説明書による。

(4) 入札書の受領期限等

ア 受領期限 令和8年11月6日 正午

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、紙入札方式による場合は、(1)に持参、郵送又は託送により提出する。詳細は入札説明書による。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年11月13日 午前9時30分

イ 場所 熊本防衛支局 会議室

(6) 電子調達システムについての問い合わせ先

政府電子調達（GEP S）ホームページ <https://www.geps.go.jp/>

ただし、申請書類、応札等の締切時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、(1)へ連絡すること。

- (7) 電子調達システムにおいて、システム障害が発生した場合には、日時及び入札方法等を変更する場合がある。

4 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 入札保証金 免除

- (3) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行熊本支店）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行熊本支店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 熊本防衛支局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告において示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札

- (5) 落札者の決定方法 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合がある。

- (6) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準を下回る場合は、予決令第86条の規定に基づく調査を行うので、協力しなければならない。

- (7) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

- (8) 手続きにおける交渉の有無 無。

- (9) 契約書作成の要否 要。

- (10) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ。

- (11) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていないなければならない。

- (12) 詳細は入札説明書による。